

様式2

- 1 審議会名 平成28年度 第1回安曇野市子ども・子育て会議
- 2 日時 平成28年8月19日(金) 午後1時から午後3時まで
- 3 会場 安曇野市役所 共用305会議室
- 4 出席者 犬飼委員、依田委員、篠崎委員、岩本委員、望月委員、大神委員、二木委員、丸山(屹)委員、田中委員、宮内委員
- 5 市側出席者 宮澤市長、花村福祉部長、中澤健康推進課長補佐、松岡社会教育担当係長、等々力子ども支援課長、浅川子ども支援課長補佐、黒岩保育担当係長、丸山主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 2人 記者 3人
- 8 会議概要作成年月日 平成28年9月12日

協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 委嘱書交付
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 自己紹介
 - (5) 会議事項
 - ①会長及び副会長の選任
 - ②子ども・子育て支援事業計画の概要及び進捗状況報告
 - ③今後の審議内容及びスケジュール
 - (6) 終 了

.....
- 2 協議概要
 - 表記について■
 - 冊子・・・「安曇野市 子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～31年度」
 - 司会者 ○発言者 →回答者
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱書交付
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 自己紹介
 - (5) 会議事項
 - 事務局
 - 本会議は公開で行ないます。
 - 会議概要等を作成すること及び傍聴者のある旨ご了解いただくようお願いします。

①会長及び副会長の選任

 - 事務局
 - まず、会長と副会長の選任をおこないます。
 - 委員の皆様から、選任についてご提案があればお願いいたします。
 - A委員
 - 事務局に一任したい。
 - 事務局
 - 事務局一任していただいたという事で、事務局の提案をご説明いたします。

○事務局

会長に犬飼委員、副会長に依田委員をお願いできればと事務局では考えているが、皆様いかがでしょうか。

→全員

<拍手・承認>

●事務局

本会議の進行については、条例により会長により行なうと明記されております。以降については会長と副会長に会議の進行をお願いしたいと思います。前方席へご移動いただき一言ずつご挨拶いただくと共に以降の進行をお願いします。

○会長

皆さんこんにちは。大学で30年ほど勤務し、幼児教育や保育の専門性のある学生を育成することで子どもたちを見守ってまいりました。今までよりもっと広い視点で、地域・家庭から子どもたちを見守りながら、地域を育てて行きたいと考え、10年程前から地元の大学に所属しております。この会議が円滑に進むよう、よろしくをお願いします。

○副会長

私は昨年もこの会に出席させていただきました。ここにお集まりの皆さんは、現場の声をお持ちです。「子ども・子育て会議」で、現場の貴重な意見を市政に反映していければと願っております。いろいろお世話になります。皆様よろしくをお願いします。

② 子ども・子育て支援事業計画の概要及び進捗状況について

・事業計画の概要

●会長

まず、(2)「子ども・子育て支援事業計画の概要及び進捗状況について」事務局から報告をお願いします。

○事務局

■参照【冊子 1 ページ】■

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

少子化や核家族化が進み、保育ニーズの多様化、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきております。そこで、合併前の平成17年3月、旧5町村が合同で「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、進めてまいりました。その後、平成22年に「次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、次代を担う子供たちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

そんな情勢の中、国では平成24年の8月に、子どもの成育環境を保障し子ども・子育て家庭を社会全体で支援する事を目的とした「子ども・子育て支援関連3法」を整備されました。また、これにより「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から実際に実施されております。

この新制度においては、市町村が子育て支援の実施主体の役割を担うとともに、子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度以降に各事業を推進していく事になっております。

■参照【冊子 2 ページ】■

2 計画の性格と位置付け

冊子該当ページの青い枠の下の段、「子ども・子育て支援新制度のポイント」についてですが、この新制度については、「認定こども園制度の改善」をしていく「認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付、及び小規模保育所への給付の創設」ということが主としてうたわれております。

この「給付」とは、要するに「介護保険の子ども版」のイメージで、今まで提供してきた保育園での保育サービス等を「給付」という形で提供していくという意味です。

「地域子ども・子育て支援の充実」は、後ほど各担当から説明があると思いますが、「地域子ども・子育て支援 13 事業（【冊子 18 ページ～29 ページ】）」といわれる事業を推進していくという事であり、これら事業は基礎自治体（市町村）が、あくまでも実地主体であるということが明記されています。そのため、各自治体では「子ども・子育て会議の設置」を義務付けております。

なお、各事業の「費用負担」については、消費税の引き上げによるものを財源に充てることになっております。

以上、このような形で「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。

■参照【冊子 3 ページ】■

3 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年計画となっています。

4 策定体制

「安曇野市子ども・子育て会議」を設置して進めてきました。

冊子 49 ページを参照ください。

■参照【冊子 49 ページ】■

4 安曇野市子ども・子育て会議条例

「安曇野市子ども・子育て会議」については、「安曇野市子ども・子育て会議条例」を制定し、「安曇野市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」）を設置しています。

この「子ども・子育て会議」は、第 1 条に書いてありますが、「子ども・子育て支援法」の第 77 条第 3 項の規定に基づいています。これは何かと言うと、市町村における、合議制の機関を条例で定めるところにより置くように努めなければならない、とされています。その趣旨のもと、「子ども・子育て会議」を設置しています。

「掌握事務」は、「子ども・子育て会議」で何をやるかという事を示しています。第 2 条で、「子ども・子育て会議」は法第 77 条第 1 項各号にあげる事務(①～④)を処理するものとする、となっています。

- ①「特定教育・保育施設の利用」に関する事
- ②「特定地域型保育事業の利用」に関する事
- ③「子ども・子育て支援事業計画」の策定や、変更に関する事を審議すること。

もうひとつ、大きな問題として、

- ④「子ども・子育て支援」に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施の状況について調整を図って審議すること。

前段の方の、「子ども・子育て会議」での計画の進捗状況の管理については、それに沿って行っていただきますが、④「『子ども・子育て支援』に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施の状況については、今後この機関に図っていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

組織としては、本日お集まりの学識経験者のある方から公募による委員の方まで、それぞれの分野からお願いをしております。

■参照【冊子 50 ページ】■

「子ども・子育て会議」では、「部会」を置く事が出来ます。

この会議の他に、専門的に「部会」等で審議したりする事が発生した場合に、「部会」を設置して、会長が招集し検討していく、という事が出来るようにしています。

「子ども・子育て会議」の説明については以上です。

委員の皆様、2年間よろしくお願いいたします。

■参照【冊子4ページ～8ページ】■

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

4ページに戻る。この冊子は27年の3月に作成したので、ここには、それまでの安曇野市の人口・子どもの状況・動態等が書いてある。後ほどご覧ください。

■【冊子9ページ】■

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

安曇野市には、「総合計画」という、上位の計画があります。この計画の中で、「穏やかに暮らせるまちの形成」という重点施策があります。それを実行していく中のひとつとして、「子ども・子育て支援事業計画」というのがある、と捉えていただけたら。

■【冊子10ページ～11ページ】■

2 取組の方向性及び事業項目

「子ども・子育て支援事業計画」で何を決めているのかという事が、次ページ以降記載されています。

計画1 教育・保育の提供区域

地域の実情に応じて、教育や保育を提供する区域を定める事ができ、区域を地域の実情に応じて定めよということです。

計画2 量の見込み・確保方策の決定

それぞれの事業について、「量の見込み」、どのくらいのニーズがあり、それをどう確保していくのか、というのをこの事業計画では数値目標として掲げています。

■【冊子12ページ】■

量の見込み等、設定の流れ

「量の見込み」をどのようにつかんで、どのように計画に反映したかというところがそこに図式化されています。この計画を作るにあたり、安曇野市では平成25年度末にニーズ調査を実施しました。40ページをご覧ください。

■【冊子40ページ～47ページ】■

2 ニーズ調査結果

この「ニーズ調査」をもとに必要量の見込み（「量の見込み」）に関する検討をして数字を出し、市として供給量（どのくらいのものが受入れ可能か）を設定しました。

■【冊子15ページ～17ページ】【資料1 2ページ】■

第4章 子ども・子育て支援事業計画

2 『幼児期の教育・保育』について

教育・保育に関する事が主にこちらで数値化しています。

■【冊子 18 ページ～29 ページ】【資料 1】 3 ページ以降】■

「3 『地域子ども・子育て支援事業』について」

その他、「地域子ども・子育て支援」に関する「量の見込み」と「確保方策」という事で、「地域子ども・子育て支援 13 事業」というのが、「子ども・子育て支援法」の中に位置づけられています。

「妊婦健診」から始まり、「乳児家庭全戸訪問事業」「地域子育て支援拠点事業」「延長保育事業」等、13 項目並んでいます。この後、各事業担当より報告いたします。

■【冊子 30 ページ】■

「4 『子ども・子育て関連のその他事業』に関する方針等」

「次世代育成支援行動計画」から引き継いだ事業が、こちらに一覧で載っています。

事業を途中でやめる事ができない、という言い方はおかしいですが、やめずに、「次世代育成支援行動計画」の時に立ち上げた事業をそのまま継続し「子ども・子育て支援事業」として総括して進めています。その辺もご覧いただきながら、今後の事業展開に向けてご審議いただければと思います。事業計画の概要については、以上です。

●会長

ありがとうございます。事業計画の策定から概要など、ご説明いただいた。委員の皆様からここまでの点で、何かご意見ご質問等ありましたら、お寄せいただきたいと思います。

→全員

<意見なし>

●会長

よろしいですか。後ほどまとめてのご質問という事でもよろしいですね。それでは事務局から次の説明について、お願いします。

・保育及び各 1 3 事業概要及び進捗状況報告

(1)幼児期の教育・保育について

○事務局

■【冊子 11 ページ】■

(1) 『幼児期の教育・保育』に関する量の見込み・確保方策

「幼児期の教育・保育」というのは、「幼稚園」「保育園」「認定こども園」「地域型保育事業」等の利用に関することです。

平成 27 年度から新たに「子ども子育て支援新制度」が始まった事に関して、「幼稚園」「保育園」「認定こども園」のほかに「地域型保育事業」が新たに市の認可事業として位置づけられています。「地域型保育事業」は、3 歳未満のお子さんで、保育の必要があるお子さんの受け皿となっています。

まずはここで、それぞれの施設の利用の事についてご説明します。先ほど「掌握事務」のところで説明があったとおり、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」というのは「特定教育保育施設」にあたります。ですので、そちらの利用に関する事は、こちらの「掌握事務」になります。

「特定教育保育施設」を利用させていただくに当たっては、「保育の必要性があるのかないのか」、という事で法律に基づいた認定を受けていただく必要があります。

「幼児期の教育・保育」を利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

いわゆる「保育認定」と言われるものが〈1号認定〉～〈3号認定〉まであります。

〈1号認定〉

「3歳以上、かつ小学校就学前の子どもで、2号認定以外の子ども」とありますが、要は保育の必要性のない子ども、言ってみれば、幼稚園を利用される方というのが1号認定になります。利用できる施設としては、「幼稚園」と「認定こども園」として位置付けられています。

〈2号認定〉

こちらは保育の必要性のある3歳以上のお子さんで、就学前のお子さんです。こちらの子どもが利用できるのは、保育所または認定こども園です。

〈3号認定〉

保育の必要性のある、3歳未満のお子さんという事になります。こちらについては、給付を受けられる、利用できる施設は、「保育所」、「認定こども園」、それから、新たに新制度で位置づけられた「地域型保育事業等」です。

■【資料1 2ページ】■

1 「幼児期の教育・保育」について

新聞報道等で「認定こども園化」という事が言われていますが、現在、安曇野市では幼稚園が1園しかない状態です、そのため1号認定の方の受け皿の確保というのが課題になっています。

数値としては、計画では不足462名、実績としては、361名が不足として出てきています。市内の公立保育園の全園が平成29年度から認定こども園化して、1号認定を受け入れて行く方向で進めています。

今現在は特例として保育所で受け入れているという形をとっているのですが、保育施設が全くないというわけではないのですが、法律に基づいた形でしっかりと受け皿を整備するという事で認定こども園化が進んでいます。

平成27年度年度の実績については、このようになっています。(一番下の表)

また、今現在、未満児の利用が、非常に増えてきています。安曇野市の「特定教育保育施設」のキャパシティの限界を超えそうのところまで来ています。そのため、新たな受け皿確保として、今年度「地域型保育事業」の事業者を募集いたしました。

すでに「地域型保育事業」としての「小規模保育施設」2施設を事業者決定し、来年の4月からオープンできるように、準備を進めているところです。未満児の受け皿としては2施設で38名程度確保できる見込みです。

今後は、来年度入所される方の応募状況を見ながら、そういった事業も進めていきたいと考えております。保育についての説明は以上です。

(2)地域子ども・子育て支援13事業

①妊婦健康診査

○事務局

■【冊子18ページ】■

「妊婦健康診査」については、妊婦の方の健康の保持、及び増進を図るために、妊婦健康診査に対する交付助成のための受診券を交付する事業です。妊娠届を出されたときに、お一人につき、妊婦健康診査14回分の受診券を配布しています。

■【資料1】 3ページ】 ■

ここで、数字の訂正をお願いします。

資料1 3ページ「妊婦健康診査」の年度実績「①量の見込」「②確保内容」それぞれ「7,435」を「8,200」に訂正をお願いします。ほぼ計画どおりの数値です。考察のところには、平成28年2月までの受診分と書かせてもらっていますが、3月末までの年度実績、ということで訂正をお願いします。

②乳児家庭全戸訪問事業

○事務局

■【冊子19ページ】 ■

この事業は、生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問を通して育児に関する情報提供、養育環境の把握をしたり、保護者の不安の解消等の相談にのる事業です。

■【資料1】 3ページ】 ■

「①量の見込」「②確保内容」とも「648」回です。早期に訪問することで、出産直後の不安解消、育児支援に繋がっていると思われます。

③地域子育て支援拠点事業

○事務局

■【冊子20ページ】【資料1】 3ページ】 ■

冊子20ページの表を資料1下段の「赤文字で【訂正：冊子P20】と書いてある表」に訂正をお願いします。「地域子ども・子育て支援事業」では乳幼児を対象に児童館で「キッズパーク」を展開しています。「キッズパーク」は週3回、各児童館で行われています。安曇野市は社会福祉協議会を指定管理者とし、児童館運営を委託しています。リズム遊び、おやつ作り、身近な物を使っての遊び等についての学習、その他に、こいのぼり・七夕・クリスマス・ひな祭り等の季節に合わせた催し物等も行なっています。当初、訂正する前の数字、この数字は0歳、1歳、2歳の3つの階層があるわけですが、このうち、1つの階層だけを取り出して、「量の見込み」「確保内容」に記載したのが間違いでした。訂正後は3つの階層全てを足し、「量の見込み」「確保内容」を算出しました。

およその計算方法は、

$$(30組) \times (親子で2人) \times (年間69回) \times (9園)$$

を計算すると、37,260という数字が出てきます。

あとは、年間によって上下する部分を考慮して、数値の量の見込みを出しています。

④延長保育事業

○事務局

■【冊子21ページ】 ■

この事業は、保育認定を受けた子ども（1号認定、3号認定のお子さん）について保育園、または認定こども園を利用している方が通常の保育時間を超えて利用する、というものです。通常の保育時間は8時間設定ですが、国が定めた新制度の中では、認定区分の中に、「時間区分」もあります。保育短時間認定が8時間、標準時間認定が11時間と認定されている。その認定時間を超えて利用する区

分が、この事業にあたります。

■【資料1 4ページ】■

ここに利用のニーズという事が「量の見込み」として記載されています。実績として874名。全体の3割程度の方が利用されています。こちらについては、利用を希望する方については、すべて各保育園または認定こども園等で利用していただく事が可能な状況になっています。

ただ、延長保育についてはニーズが非常に高くなっているため、それに対応する保育士の確保が今後も課題であると思います。

⑤一時預かり及び幼稚園の預かり保育

○事務局

■【冊子22ページ】■

この事業は、「家庭保育で、保育を受ける事が一時的に困難になった乳幼児」が対象となっています。普段、保育園や幼稚園に預けていない方が対象になっています。そういった方が、一時的に家庭で保育できなくなったり、育児疲れ等諸事情がある場合にお預かりする事業です。

また、幼稚園を利用されている方が、幼稚園が終わった後、一定の時間利用するという事業でもあります。この事業については、今現在、保育園で実施をしています。

■【資料1 4ページ】■

幼稚園における在園対象児

見込みとしては792（人日）ですが、穂高幼稚園1園しかない状況もあり、今現在幼稚園での当事業は行なっていません。ですが、全体的なニーズはあるので、今後のニーズについては解消していく必要があると思います。これについては、来年度から公立保育園を「認定こども園化」するにあたり、同時に幼稚園でも一時預かり事業というのを行なう予定になっており、来年度についてはこちらの方が解消されて対応できるものと考えております。

2号認定における定期利用

2号認定の方ですので、基本的には保育園に通っているお子さんが対象です。実績としては、「0」という形になっています。

■【資料1 5ページ】■

保育所における一時預かり

実績値は2,464(人日)で、計画と比較すると少なくなっています。利用者数については、増えている状況ですが、利用時間は少なくなっています。その理由については詳しくは分かりませんが、未満児の利用が非常に増えてきており、そのため、通常保育に入る方の分が減っているのかもしれないと予測しています。

日によっては受け入れが出来ないというような状況のある日もありますが、今現在はおおむね受入可能な状況であるため、今後も継続していきたいと考えています

⑥病児・病後児保育事業

○事務局

■【冊子23ページ】■

お子さんが病気になってしまった時、急性期はもちろん保護者の方に看ていただくが、「病児・病後児保育事業」は、ある程度回復してきて、そうはいつても、まだ保育園・幼稚園に出せないというような状態のお子さん、そういった方を病院に敷設した専用の施設でお預かりをする事業です。

■【資料1 5ページ】■

「病児・病後児保育事業」は、安曇野赤十字病院に委託しています。年度途中の平成27年10月1日から実施しているので、年度の実績としては延べ人数で98(人日)。今年度に入って利用が非常に伸びてきており、年度末頃には400人以上の利用があるのではないかとみています。

今現在、委託先は安曇野赤十字病院1か所ですが、定員オーバー等バッティングしてしまう事例はまだ生じていないので、当分はこのまま継続して進めて行く予定です。

<質疑応答1>

●会長

さて、13事業の約半分をご説明をいただいたわけですが、非常に多岐に渡っています。それぞれの立場から、ご質問、それからもう一度この部分のご説明をお願いします、というような展開もよろしいかと思えます。ご意見、お感じになった事等、ご発言をお願いします。なお、発言については、挙手をしていただきお名前を仰ってください。

○B委員

一時預かりの事についてお聞きします。一時預かりの利用者の利用者負担は一律でしょうか。また、いくらくらいですか。

→事務局

利用者負担は一律です。料金については、年齢によって異なり、未満児の半日利用が1,500円。一日利用が3,000円で、3歳以上児については半日利用が1,000円、一日利用が2,000円です。

○C委員

安曇野市のこの単価は、他の市町村の保育園と比べてどんな状況ですか。

→事務局

長野県内19市の中で比較すると若干高いと思われれます。

○C委員

もう少し安くする事は出来ないでしょうか。

→事務局

そうですね、今後の検討になると思います。そういうご意見をいただければ、またそれに基づき検討することになると思います。

●会長

今のご質問について、価格設定の基準等が見えてくると、分かりやすい説明できるかと思えます。他市町村との比較でいうと市は高めではないか、というご意見でした。

○D委員

病児保育に関しては、それまでの話の中では、保育園の保護者から「病児保育が無くて大変」という意見が多かったので、昨年度から事業を開始された事はすごく良い方向であると思えます。

○D委員

病児保育についてうかがう。まだ始まったばかりで、定員オーバーは今のところ「ない」という話

だった。今後利用者が増えて、定員オーバーが発生した場合、他の施設や他の病院での病児保育の開始、場所を増やしていく等の計画等はあるのでしょうか。

●会長

病児保育は今、安曇野赤十字病院にお願いしているという事だが、これから増える可能性があると思越した場合に、考えているのはあるのかというご質問ですね。

→事務局

現段階ではそのような計画はございません。

ですが、そういった事態が生じた場合は、安曇野赤十字病院と協議し、そのキャパシティを広く確保してもらうのか、もしそれができなければ、別の方向を考えて行かなければいけないと思います。別の医療機関にお願いするのか、もしくは別に専用の保育園に付随した施設で行なうのか、色々な選択肢はあると思います。

●会長

これから未満児保育のニーズが増える中で、そういった配慮や検討も必要ですね。

○E 委員

別の質問。児童館のキッズパークに関して、料金は全く発生しないのでしょうか。

→事務局

「地域子育て支援事業」の中でという事で、「キッズパーク」を含め、お金はかかりません。ただ、お菓子作り等の材料費等は自己負担をしていただくこともあるが、参加費は徴収していません。

○E 委員

小学生の保護者で、放課後児童館を利用している方から月額利用のお金がかかるという話を聞きました。どういった区切りで設定がされているのでしょうか。

→事務局

おそらくそのお話は「放課後児童クラブ事業」だと思われます。この事業は保護者が仕事で下校後子どもだけで過ごすのが心配というような場合、1～4年生までのお子さんを児童クラブでお預かりをするものです。この後説明させていただきます。

○E 委員

そうですか。是非お願いします。

●会長

「キッズパーク」も「放課後児童クラブ」も同じ「児童館」という施設で実施している事業ですね。保護者の方にとって区別がつかず分かりづらいのだと思います。また後ほど説明をお願いします。その他ご質問等ありますか。

○F 委員

平成29年度に「公立保育園」を「認定こども園」に移行するということですが、「認定こども園」になると、今の「公立保育園」とどこが変わるのでしょうか。

→事務局

■【冊子11ページ】■

施設自体が変わるわけではありません。

保育園は保育の必要性のある方(2号認定)しか、原則は利用できません。市では幼稚園が1園しかないので、「1号認定」の方の受け皿がない状態です。ですので、現在は「特別利用保育」という形で、保育園で「1号認定」の方を受入れております。

そういった状況が好ましくないといいますが、市としては体制をしっかり整備し、「1号認定」の方を受入れられるように、「認定こども園」としての認定を受けて、運営をしていきたいという考えです。「認定こども園」では、「1号認定」の方については基本的には朝の9時から午後3時まで、幼稚園

と同じ様に利用できます。

●会長

長野県の特徴として、幼稚園の数が非常に少ないという現状がありますね。通常の「認定こども園」だと、幼稚園に通う子どもさんの中で保育が欠ける方がいるために、保育時間を確保して「認定子ども園」にするということと理解しています。

安曇野市の場合は、幼稚園にしか通えないのですが、幼稚園の確保が出来ていない、幼稚園の人数を上回ってしまうという事から、その子達を保育園で確保する方策とうかがっています。

「認定こども園」の問題は、保護者の方々や地域の方々にわかりやすいように、市として丁寧な説明が必要になりますので宜しくお願いします。 他にご質問は。

○G委員

障がいをお持ちのお子さんに対する保育制度についてお聞きします。安曇野市では、保育現場でどのような受入れが可能になっているのでしょうか。

→事務局

児童福祉施設ですので、障がいを理由にお断りすることは基本的にありません。きちんと対応できるように、必要な方には加配保育士を配置して、出来る限り受入れられるよう対応しています。

<休憩10分>

⑦ファミリー・サポート・センター事業

●会長

それでは後半、「ファミリー・サポート・センター事業」からご説明をお願いします。

○事務局

■【冊子24ページ】■

この事業は、お子さんを預けたいという方、それからお子さんを預かってよいという方、そういう方を「ファミリー・サポート・センター」で取りまとめし、マッチングをして、相互援助で預ける・預かるという事業を行っています。この事業については、安曇野市社会福祉協議会へ委託しています。

■【資料1 5ページ】■

昨年度実績として、1,769(人日)の年間利用がありました。考察のとおり、実績自体は増加傾向です。なお、当事業にも、病児・病後児を預かる「緊急サポート事業」というのがありますが、これについては利用が減少しています。先ほど保育担当から話が出た「病児病後児保育事業」がスタートした関係で、状況によって預け先を変えられるという、保護者の選択肢が広がったものとしてとらえ、良い傾向だと考えています。

今後はまた、いろいろな問題が多様化・困難化しているので、サポート体制の強化を検討しながら進めていきたいと考えています。

⑧放課後児童クラブ事業

●会長

次は、先ほど話題になりました「放課後児童クラブ事業」についてお願いします。

→事務局

■【冊子25ページ】■

事業概要は資料にあるとおり、「保護者が就労等により、昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業」です。

以前は、「小学校3年生までの児童を児童クラブで実施する」という指針でしたが、「放課後子ども総合プラン」が平成26年度に国から発表された時点で、「全ての児童」が対象となりました。

表の見方ですが、市では「量の見込み」は低学年・高学年と分けて見込んでいます。低学年とは1～3年生、高学年は4～6年生を指し「量の見込み」とは、ニーズ調査の中で、策定にあたって設定した数値です。

市は9つの児童館があります。それぞれの児童館で放課後児童クラブを実施していますが、児童館の中に児童クラブがある場合と、児童館ではなく小学校に児童クラブを設置して、それを児童館の職員が運営する、というように2パターンがあります。

小学校で児童クラブを行っているところは、穂高北小児童クラブ、豊科東小児童クラブの2か所で、その他7か所は児童館で児童クラブを実施しています。

■【資料1】6ページ■

「量の見込み」についてですが、低学年は平成27年度の計画は396人ですが、年度実績は460人。年々利用が増えてきている、というのが実情です。

児童館の利用には、

- ・**通年利用**・・・年間を通じて利用される方
- ・**長期利用**・・・夏休み・冬休み・春休みの**長期**休業のみ利用される方の2種類のパターンがあります。

この夏休等の**長期利用**も含めた最大利用者数は714人/日です。その下、高学年は平成27年度計画では197名、平成27年度実績では56名です。197名は4～6年生までを含めた数字で計画をしますが、この実績の56名は、考察及び今後の検討課題にも記載してありますが、実績値は4年生のみの**通年利用者**の最大利用者数を記載してあります。夏休みのみの**長期利用者**を含めると、最大利用者数は124人/日になります。

しかし、児童館には利用定員がある関係上、今現在、高学年の5、年生の受入れは出来ていないという状況です。

先程、ご質問にあった「料金」についてですが、ここに、平成23年度児童クラブに関する厚生労働省の調査資料があります。全国で料金設定している自治体というのが94.7%、料金設定のない自治体は5.3%となっています。

また、料金設定している自治体のうち、保護者の負担額は

- ・4,000円～6,000円未満が28.3%
- ・6,000円～8,000円未満が24.6%

この二つを足すと53%位になります。

安曇野市は住民税等の金額により、4つの階層からなっており、**通年利用**の場合の月額は以下のとおりです。

- ・生活保護世帯・・・・・・・・・・500円
- ・住民税非課税世帯・・・・・・・・2,500円
- ・住民税課税8万円未満の世帯・5,000円
- ・住民税課税8万円以上の世帯・6,000円

人口は年々少なくなっていますが、共働き家庭が多くなってきていることから、児童クラブについては、今後少しずつ増えてくるのではないかと予想しております。

⑨利用者支援事業

○事務局

■【冊子26ページ】【資料1】 6ページ ■

「利用者支援事業」は、基本的には児童に係る相談や支援についての事業です。この場合、量の見込み＝施設数と考えてください。利用者支援・児童相談を行う拠点となる場所があります。市内の児童館・保育園・幼稚園は全部で30か所。それぞれの場所が子育てや育児に関する相談をうける拠点となっています。

また、「子育てガイドブック」という冊子を発行し、子育てにかかわる諸制度や各種相談一覧等を掲載することで、拠点となる施設職員への行政情報の共通理解を図っています。

このガイドブック各拠点の窓口や、転入手続き等をおこなう市民課、母子手帳発行をする各保健センター等にも置いています。また、子育て相談に来てくださった方にも配布したり、市のホームページにも内容掲載するなど、市民の皆様にも周知していただく視覚的手段としても有効に働いています。できればお子さんのいる市内全世帯に配布できればとの思いがありますが、予算の関係上どうしても出来ない現状です。最新版は今現在最終校正中として、完成次第、市ホームページに掲載する事はもちろんのこと、広報紙にも記事を掲載していく予定です。

なお、子育て相談の窓口を今後は市として一本化しようという動きもありますが、そのような体制が整い次第、こちらの会議でも報告をさせていただく予定です。

⑩養育支援訪問事業

○事務局

■【冊子27ページ】 ■

養育の必要な家庭について、助言や支援を行う事業で、今までのニーズ調査を基に訪問を行なっています。

■【資料1】 7ページ ■

昨年度実績は96回。現状は保健師や助産師による訪問ですので、提案や助言という部分のみとなっています。今後の課題としては、具体的に家事支援が必要なご家庭があった場合、ヘルパーの派遣等・検討を進めなければなりませんし、家事支援の計画(予算、業務委託先、訪問頻度・回数等)を考えていかなければならないと思います。

⑪子育て短期支援事業

○事務局

■【冊子11ページ】【資料1】 7ページ ■

この事業は保護者の方に負担金が発生する事業です。安曇野市には児童養護施設等がないので、松本市に2つある児童養護施設等に業務を委託して、宿泊を伴うお子さんを預ける事業です。0～2歳未満の児童は松本赤十字乳児院に、2歳以上は松本児童園の利用です。松本市・塩尻市・安曇野市、そして今年度から大町市、この4市で、松本市の2施設を利用しています。

この事業を利用する場合というのは、相談員又は支援員が入って検討した上で、初めて保護者の方に情報提供させていただくことが多いです。例えば虐待のおそれがある場合、母子分離をしてクールダウンをしないと母子ともに関係がきつくなってしまう場合。もちろん母の出産や疾病など、通常の利用に活用する場合がありますが、やはり宿泊を伴う事業であることから、お子さんの心理面等を優先的に配慮し、ホームページ等の一般的な広報手段にはあえて載せていません。

以前の会議で、もう少しいろんな方に広報をしたらというご意見をいただいたこともあるのです

が、その点は慎重にさせていただいています。他市町村の中では親御さんが気軽にホテル代わりに使ってしまう、行政側がその利用をうまく止められないという事例があるからです。先ほどもお話ししましたが、この事業は「ちょっと預けて帰って来る」という単純なものではなく、宿泊を伴うもので、どうしてもお子様の心理面に影響があります。親子のクールダウンが必要なケースも多々あり、ファミリーサポート等の利用等も同時に視野にいれながら最終的に利用の可否を決めています。

なお、昨年度は松本赤十字乳児院の定員が常に満員で、利用希望があってもショートステイをお受けできないという時期がありましたが、今のところは入所乳幼児数もだいぶ減っていることもあり、現時点での利用は比較的可能であるとのことでした。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

●会長

続いて、実費徴収に係る補足給付事業の説明をお願いします。

○事務局

■【冊子29ページ】【資料1 7ページ】■

この事業は保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等（幼稚園、保育園、認定こども園等）に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用を助成するという事業です。平成27年度については実績がありませんが、国の補助の動向に合わせて今後必要に応じて整備します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○事務局

■【冊子29ページ】■

こちらは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業となっています。

■【資料1 7ページ】■

平成27年度の実績としては、1施設に対し補助金交付を行いませんでした。JR一日市場（三郷）の近くに「認定やまぶきこども園」（幼保連携型認定こども園）がこの4月に開設され、この新規開設にあたって、補助金を交付し支援を行いませんでした。

そのほか、地域型保育事業の中の家庭的保育事業として今年4月から、2か所（「くじら雲」、「保育室モモ」）で事業が始まっているわけですが、こちらを実施するための、施設整備に対する補助や、事業を始開始するにあたり必要となる研修を昨年度実施しました。

平成28年度については、小規模保育事業の実施に係る施設整備について補助金を交付し、事業参入の促進を図るようにしています。

<質疑応答2>

●会長

ありがとうございます。

13事業全ての説明が終わりました。前半部分も含め、委員の皆さまからご意見ご質問等あれば、挙手してお名前を言ってからお願いします。

○H委員

放課後児童クラブには障害を持ったお子さんも、他のお子さんと同様に入る事は出来るのでしょうか。

→事務局

実際の利用にあたっては、児童クラブとしてそのお子さんを安全にお預かりできるかということがポイントだと思います。児童クラブの業務を受託している社会福祉協議会の先生方がその方と面談し、預かる事が出来るかどうかという事を判断させていただきます。お子さんの障害の状況によっては、利用をお断りすることもあります。一方で、市内には障がいのある児童をお預かりする「放課後等デイサービス事業」という事業も同じく社会福祉協議会で展開しています。「児童クラブ事業」ではお預かり出来なかった児童でも、「放課後等デイサービス」を利用するという事は可能です。

○I委員

放課後児童クラブでは、突発的な「今日だけ利用」みたいな受入れは可能ですか。

→事務局

突発での延長を行っている。8時から8時半、それから、18時から19時、30分単位で行っている。ですが、今の「突発的」とは、児童クラブに登録していない方という意味ですか？

○I委員

今説明して下さったことは「夏休み等の長期休業の時」に向けた利用についてのものですよね。普段は利用しないのだけど、単発である日の一日だけ利用、というのは可能なのでしょうか。

→事務局

「保育園の一時預かり」のようなニュアンスですね。児童クラブではそのような利用はできません。ここでいう「突発」とは、本来ならば18時までのお預かりのところが18時半になってしまった場合、その日だけの突発という形で、その分の負担金をいただいてお預かりする、という意味合いです。通年利用として事前に登録をしていて(月額利用料が発生する)、来ないのは自由なのですが、その日だけ使うというのはできます。いずれにしても、一旦は登録をしていただかないと利用はできない仕組みです。

●会長

つまり、児童クラブの「登録」というのは、4区分のどれかの区分の月額費用をお支払いしてあるお子さんであれば、来ても来なくてもかまわないのだけれど、今日行きますというのは可能だという事ですね。また、児童館なので、児童館に遊びに行くというのは一般の子どもさんで可能な訳ですよ。1日単位で、無料で。

→事務局

はい。その通りです。

○J委員

放課後児童クラブについて新たにお聞きします。

3年生までの低学年にプラスして、全児童での受け入れを可能にしたということになると、遊びの幅から、生活の幅から、ものすごく多様な動き方、子どもたちの過ごし方があると思います。これまでと変わらない施設の状況の中、子ども自体の数が増え、その子ども達というのは年齢幅も能力差も体力差もありますね。受入側として、現在の方策は、実施当初と変わって来ているのでしょうか。

また、利用する子どもは増えた分、児童クラブの職員数はどうなっていますか。

→事務局

「放課後子ども総合プラン」の発表によって、それまでと指針が少し変わって、6年生までの児童を受入れるようにという指針が出ました。

実際安曇野市では、それまで4年生までの受入れという中で運営しています。というのは、5・6年生も受入れたいのですが、4年生までの人数で定員に達してしまう児童クラブが多いのが現状です。

遊びの対応についても、社協に委託運営をしていただいている。

○K委員

実際、委託される側として児童クラブを運営させていただいていますが、確かに年齢とか学年の構成が変わってくると、そこで生ずる集団が変わってくるので、一定の工夫が必要になってくると思います。

現在、ほとんどの児童クラブが児童館を利用して、定員一杯を受入れています。ただ受入れて詰め込めばいいというわけにはいきませんので、それぞれの人口密度も大変重要な関わりになってきます。一定の面積の部屋を2つ設け、そこで学年分けしたり、学習支援と遊びにしたり、それからお掃除等に分ける方法等もあります。児童クラブでお預かりする時間も、児童にとっては重要な生活の場です。遊びだけではなくて、自由に遊べる時間と、学習支援をする時間をきちんと分けています。次世代間の交流も意識しながら行なっていますが、現状なかなか難しい問題もあります。

お子さんの個性や特性によって、障がいということでもなくとも、配慮が必要なお子さん達も増えている中で、一人の子どもの感情のコントロールが大勢の集団の中で大きく作用してきます。良い悪いという事ではなくて、その中で人員を加配し配慮しているが、一人、その館だけがよければというわけでもないというのが現実です。

○L委員

県外の公立の学童保育の職員をしていた経験があり、その施設では基本3年生までの受入れをしていました。その地域は利用無料で、職員は全て公務員、というとても恵まれた中で保育をしていました。

児童の受入は、特例として6年生まで可能とされていきました。その特例とは「ハンディがあるお子さんの受入」です。例えば、重度の肢体不自由児とか、そういうお子さんの受入れもしており、狭い場所で6年生をお預かりした事もありました。4年生以降も利用したいという場合、家で一人で待ってられないということもあり、配慮の手が必要な子が希望してくるケースがとて多いように思います。加配職員は絶対に必要であるし、職員自体の研修も必要です。障がいのあるお子さんの受入れについては様々な配慮・工夫が必要。職員自体も公務員待遇ということもあったであろうが、当時は職員に向けての各種研修が度々行われていました。

学童保育職員の前は、公立保育園の職員をしていました。保育園が大変だという状態になり、その前は小学校が学級崩壊をおこしていました。学童保育にも様々な影響がありました。さらに今は不登校児童がとて増えてきていますね。

私自身、当時一番ケアをしたいと考えたのは学童だと思い、学童職員になったのですが、今も一番そこに力を入れるべきではないかと思っています。

ある意味、保育園は守られていると感じますね。大人の目が離れる時間が「ない」からまだいいのだと思います。しかし小学校に入学後は、学童まで来ない子がいます。大人の目を離れる時間ができ、途中で万引きをする、警察のお世話になる、というお子さんの事例もありました。心が少し傷ついている子どもだとか、本当にハンディがあって、サポートを必要としている子たちが学童保育を使うケースが多くなってきているという事を行政側が分かってほしいなと思います。そこのサポートをしなければ、不登校が増える一方ですし、これから本当に大変な時代になって来るといいます。

●会長

一つ一つの事例をお聞きしていくと、本当に切迫な課題や問題が沢山あるのだと感じます。それを一つの家庭だけでなく、地域で見守っていくような体制を子どもたちのために作っていく、そんな方向が見えてくると良いと思います。

さて時間も迫ってまいりました。皆さんからの意見沢山いただきありがとうございます。また、次回以降にご意見をいただき、一旦は次の項目に移らせていただきます。

(3)「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等

●会長

「子ども・子育て関連のその他事業」に関する方針等について事務局お願いします。

○事務局

■【冊子30ページ～37ページ】■

こちらについては、「子ども・子育て支援新制度」の前の計画である、「次世代育成支援行動計画」で数値を出して、皆さんに検証していただいた事業です。

「子ども・子育て支援新制度」そして「次世代育成支援行動計画」についても、今までのこの30ページから37ページまでが全部無かった事というわけではなくて、そこは引き続き様子を見ながら、経過を皆さんで見えていただきながら、今度は「子ども・子育て支援事業計画」で保育について特化して考えて行きましょうという計画です。こちらについては、数値は載せていません。ただこういった事業、引き続き行っているという事を皆さんに知っていただきたいと思います。ここについては、まずは冊子をお読みいただいて、第2回以降のところで、何か質問等・ご意見等あれば、あげていただきたいと思います。

●会長

資料等ご覧いただき、次回以降のところで、必要に応じご説明いただくことに。

(4)今後の審議内容及びスケジュール

●会長

それでは、次回会議のスケジュール等を説明してください。

→事務局

■【資料2】■

平成27年6月10日から平成30年の6月10日までが皆さまの任期です。今後の2年間におけるスケジュール案をこの資料にまとめさせていただきました。

今年度については、今回を含め3回(①～③)を、来年度については4回(①～④)を予定しています。

①では前年度の報告、②では上半期の報告をさせていただきます。

「子ども・子育て会議」では、上半期の検証・年度の検証・数値的な検証、それから変更を必要とするときに皆様におはかりをしたいと思います。それぞれ事業について、数値的な部分だけではなく、先ほど児童クラブの事についてもありましたが、あり方についてもこの会議でご意見をいただきたいと思う。

また、認定こども園や保育園の民営化等についても今後検討が進むと思います。必要に応じ、この会議でも報告させていただきます。

そのほか、前回委員の中では、現状を見てみたいという事で、「保育園の見学もいかがですか。」というようなご意見もありました。新しい委員さんからのご意見をいただきながら、実のある7回

にしていきたい。

第2回の会議日程については、極力皆様のご都合がいい日を選ばせていただきました。次回は10月20日（木）午前10時から12時まで、2時間を予定しています。

●会長

それでは10月20日(木)にまたお会いするという事になりました。

会議全体についてもそろそろお時間がまいりましたので、ご質問等あれば、また次回以降にという事をお願いいたします。

それでは以上で、本日全ての議事を終了いたします。最後は事務局に。

(5)終 了

●事務局

第1回を終わらせていただきます。大変長時間ありがとうございました。

<閉 会>